

第1回横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会 会議録	
日 時	平成27年7月22日（水）9時30分～11時30分
開催場所	ワークピア横浜 くじゃく・おしどり
出席委員	<p>（有識者、支援団体等）（50音順、敬称略）</p> <p>青砥 恭（特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット代表）</p> <p>阿部 彩（首都大学都市教養学部社会学コース社会福祉学教授）</p> <p>岩本 真美（K2インターナショナルグループ湘南・横浜若者サポートステーション統括コーディネーター）</p> <p>柏 かよ子（横浜市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会副代表）</p> <p>高橋 利一（社会福祉法人至誠学舎立川顧問至誠学園名誉学園長）</p> <p>濱田 静江（児童家庭支援センターむつみの木センター長）</p> <p>水谷 裕子（特定非営利活動法人アームズ・コミュニティネットワーク理事長）</p> <p>三宅 玲子（公益社団法人家庭問題情報センター横浜ファミリー相談室）</p> <p>宮下 慧子（母子生活支援施設お・て・の・サンタリア施設長）</p> <p>村田 由夫（一般社団法人横浜市私立保育園園長会会長）</p> <p>湯澤 直美（立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授）</p> <p>渡辺 英則（認定こども園ゆうゆうのもり幼保園園長）</p> <p>（行政職員）（機構順、敬称略）</p> <p>山本 弘庫（港南区こども家庭支援課長）</p> <p>高岩 恭子（横浜市東滝頭保育園園長）</p> <p>関野 昌三（港北区生活支援課長）</p> <p>島田 和久（こども青少年局副局長）</p> <p>内田 太郎（こども青少年局 青少年相談センター所長）</p> <p>谷口 千尋（こども青少年局 こども家庭課長）</p> <p>川尻 基晴（こども青少年局 三春学園長）</p> <p>清水 孝教（こども青少年局 北部児童相談所所長）</p> <p>宮生 和郎（横浜市立子安小学校校長）</p> <p>鈴木 厚（横浜市立新田中学校校長）</p> <p>天野 真人（横浜市立横浜総合高等学校長）</p> <p>蒲地 啓子（教育委員会事務局東部学校教育事務所指導主事室長）</p>
欠席委員	霧生 哲央（健康福祉局生活支援課長）
傍聴	1名
議 題	<p>1 こども青少年局長挨拶</p> <p>2 委員紹介</p> <p>3 事務局紹介</p> <p>4 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の策定について</p> <p>5 実態把握のための調査の実施について</p>

<議事>

(開会)

- 1 こども青少年局長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 事務局紹介
- 4 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の策定について
事務局より、資料4-1【子どもの貧困対策について】、資料4-2【横浜市の子どもの貧困対策に関する計画の策定について】について説明
- 5 実態把握のための調査の実施について
事務局より、別添2【子どもの貧困に関する本市の状況】、資料5-1【本市の主な事業・取組について】資料5-2【支援者ヒアリング実施結果概要】について説明

(湯澤委員) 詳細説明ありがとうございます。別添2で横浜の状況が色々な角度から分かりました。今後、生活保護のデータについて、国のデータでも世帯類型でも、どこに子どもがいるのか出てきません。母子世帯に子どもが多いというのはもちろんですが、傷病世帯、障害世帯、その他の世帯で子どものいる世帯数を把握ができると思います。数値で見えていくことにより、保護者の障害・傷病など厳しい状況も把握できると思います。

生活保護の保護者の学歴の統計があると、その中から一定程度貧困が再生産される困難状況が見えてくると思います。他市の例ですが、母子世帯の学歴を見ると、半分が中卒、半分が高卒という状況です。それでも、他の世帯類型よりは高い学歴だというのが生活保護需給世帯の実態かと思っています。そのあたりが見えるとありがたいです。

また、ひとり親のところですが、可能であれば、総所得だけでなく、就労収入が見えるとありがたいです。ひとり親世帯アンケート調査で学歴を取ってれば、ひとり親の就労収入と、学歴のクロス集計を出していただきたい。学歴によってはかなり差異が大きいのではと思っています。

(事務局) できるだけデータは改めてと思います。学歴の関係ですが、調査の中で把握できるように模索したいと考えています。

(阿部委員) 最初の会議でデータをそろえていただいてありがとうございます。全体的な方針として指摘させていただきます。まず、計画の中でどの年齢の子どもを対象とするのかということです。データ、メンバーの顔触れから見ますと、義務教育までのところを見ているのでしょうか。基礎自治体としては、そういうデータはあるが、年齢層としてどのように把握し、視野に入れるのか。高校中退層、高卒後は子どもではないとするのか。国の大綱としては、年齢制限はないが、最近30歳になるくらいまで子どもである時期とする考え方もあるかと思っています。どの時期

までということ、一番初めの時に方針として考えておくべきではないでしょうか。対象が広がるため、むしろそこよりも、この5年間は中学校卒業、高校入学までを見るという方針もあるかと思えます。

既存のデータを見てしまうことが多いですが、児童福祉の現場の観点からのデータや問題提起が出てくると思う。それはそれで良いが、例えば、市の児童養護の現場にいる子どもは全員合わせても1,000人以下。生活保護のお子さんが1万人程度。その上の小中学校の就学援助率が4万人程度。国が子どもの貧困16.3%と言っているが、本市も同じ程度と仮定すると、何十倍という数のお子さんが貧困の子どもとしているわけです。その子ども達は、生保受給世帯、母子世帯でないで児童扶養手当の網にもかかっていない。かつ、児童養護の現場にもでてきていない。そのお子さん達を対象とするのかしないのかを考えなくてはいけない。足立区にもかかわらせていただいています。学力格差、健康格差という観点で、例えば、一般の児童養護に出ないお子さんの学力の状況で最低限の学力に満たないお子さんの割合を下げるという観点でなさっているという例もあります。目に見えて一番困窮している層ではないかもしれないが、普通に学校に行っているけれども学力は振るわないが、家の中ではもしかしたらお父さんが失業しているかもしれないというような予備軍。予備軍と言えるようなお子さんに対して、どのような実態の把握をしていくかというのは、もう少しマニアプローチ的なものが必要だと思います。児童養護の現場や生活保護ではなく、もう少し上からのアプローチが必要で、そのようなデータが必要だと思います。その意味では、学習支援に関して、教育の施策が少ないと感じました。生活保護に対する学習支援だけでなく、普通の義務教育の公立の小中学校の中で学力アップをどうするかというプログラムもやっていかなければいけないわけです。考え方やアプローチ、何に重きを置くかというところをこの場で話し合っておく必要があると思います。

(事務局) 対象年齢は明確に定めていませんが、市民アンケートについては23歳までのお子さんのいる家庭を対象にと考えています。計画の想定ではありますが、高校卒業後の部分や児童養護施設を退所した後に自立に向けてどういった形で支援等をしていけるのかを検討していきたいと思えます。年齢層としては大学生世代ぐらいまでを考えています。今のところの市民アンケート23歳までで状況把握をしたいと考えています。対象範囲は、児童養護や生活保護など福祉制度を利用している世帯だけを対象にということではありません。子どもの貧困率16.3%という話がでましたが、本市で18歳未満の子どもの貧困率をかけると9万人くらいが対象となりますので、計画策定の中では考えていく必要があると考えているところです。

(青砥委員) 2点あります。中途退学は平成に入って全国で250万人程度(累計)と言われていますが、東京、大阪の教育委員会の追跡調査では、中途退学をしたと人の70%が無業者、フリーターであるという調査結果があります。これは、貧困のコアをなしている層だと考えています。平成で最初に中途退学した人が現在は40代後半になっていますが、それが親になり貧困の連鎖の一番の中心になっています。今回、教育支援がどの程度の層に対して可能なのかという議論をしていかないとい

けないと思います。中途退学する前に、不登校という問題があり、貧困層の不登校発生率は非常に高いというのは色んな調査で出てきています。一般層の4～5倍くらいになります。そこにどうアプローチをしていくのかは教育支援に関わる中心になるだろうと思います。そこが、学校生活からも放置されているわけで、学齢期全体を通じて、それから高校卒業したのかしないのかのデータもはっきりしない。いつの間にか通信制高校や定時制高校へ行き、いつ学校生活から離れていったのかははっきりしない。可能であれば、不登校のデータ、不登校の中でも適応指導教室で支援を受けている子ども、全く受けていない子ども、そういうことの調査も必要ではないかと思います。

(岩本委員) 私も自分たちで若者の支援をしているが、23歳くらいまでの就労初期の若者に対する手厚い支援をすることによって、その後の社会的なコストを予防できると考えています。その層のターゲットへの支援はすごく大事であると思います。貧困という言葉がどういうものなのか、国の大綱にも書いてあるかもしれないが、曖昧な感じがします。私たちは困窮家庭を支援してきたわけではないですが、困難を抱える子どもや若者の中に経済的な貧困、社会的な貧困などの連鎖を生む要因があると思っています。そのあたりの認識の整理、認識が一致できるとよいのではないかと思います。また、既に貧困にある人のための対策なのか、予防的な視点を含めての対策なのかをこの時点で整理を出来ればと思います。いろいろな施策をしているので、施策間の抜け落ちや、なぜそこが機能していないのかなど、漏れ落ちる部分があると思います。制度的に考え方が古い、対象がマッチしていないという部分に関してもう一度見直し、横断的に支援するという事で、委員会の中で検討できればと思います。

(高橋委員) かつて横浜の社会的養護のグランドデザインの委員長をしました。その時に横浜の特徴は外国籍のお子さんが多いと聞きました。他県と比較したときの特徴として考えなければならないと思います。そういう方々に対して特別な施策が横浜市としてあるのではないかと、都道府県レベルで比較研究されることになるとその辺りが欠落していくと思います。横浜の施策の特徴がまずあって、年齢的に児童福祉法は18歳、20歳未満までとなっていますが、養護施設の子どもも貧困層の仲間入りする人たちがいる。それをしないような施策を考えていくのか、現在の施策の中で、比較だけで終わってしまうのかということも問題だと思います。社会的養護の国の施策は、家庭養護と違って里親に移行しようとしています。実際に里親がどの程度あって、そこでどう苦勞されているのか、逆に言えば、グランドデザインの時には3つの養護施設が必要ということで、今までは横浜市は県に依存していたわけです。その後が実際にどうなのかということもあります。国の施策に乗った、市として施策が進められているのかどうかも考える必要があります。まず、対象となる人たちの状況として、そこに国、県、市の施策がどういうふうにカバーしているのかということを考えるのも大事なところだと思います。横浜は先進地域でもあるわけですから、先進国の85%が里親制度によっているという水準に近い数字が出てくるのかもしれないかもしれません。高齢、障害、保育についても、施設の経営面からすると契約制に変わってきています。待機児童に関しては、保育

は本当に努力された。欠落していくのは子どもの貧困として最後の砦の家庭の代替としての社会的養護の部分です。家庭が変わって養育するのではなく、家庭と共同して、養護施設等の子どもたちを見ていくということになれば、18歳、20歳では済まない問題です。やはり青年層まで。あるプログラムを見ると、税金を使って、プアな青年を育てるのかということも言われている。税金がどれだけ有効に子ども将来に使われているのかということも考える必要があります。

(宮下委員) たくさんの資料を拝見していて、まだ自分の中で整理ができない状態です。外国籍のことにつきましては、私は南区ですので、中・南区の所の校長先生が中心で人権委員会があり、地域NPOとしてオブザーバーで出させていただいております。そこで見聞きする状況というと、中華街があるので、そこの子どもの気の毒な状況を見聞かしています。その方たちの状況もありますし、アジア出身の女性でDVのために別れた日本で出生した子どもの在り方について懸念はしています。

(三宅委員) 離婚家庭にかかわっています。離婚家庭の子どもの統計数字についてですが、離婚件数は年間で25万件もあります。その中で、未成年の子どもがいるのは58.5%、平均すると1.5人の子どもがいますので、年間に218,700人の子どもが両親の離婚を経験しているわけです。すべてが貧困になるわけではありません。離婚届はある一点で終わりますが、その前に何年もの間離婚の原因になる状況、紛争の状況、経過があるわけです。そのごたごたの中に子どもがいます。その間に転居や転校、別居があり、失業や暴力や虐待などの紛争がおきている。子どもも大なり小なり生活の変化を経験します。不安で不安定な生活の中にいます。子どもが悲惨な状況に陥っていることがあるのです。離婚後母子家庭になった。お金がないというときに生活保護を受けるという決まった制度で支援を受けることはできる。離婚紛争の渦中、前後の変化、動いている混沌とした過程で困った状況にある人が多い。その実態をどう捉えていくのか、その時々によどのような援助が必要だったのかを考えていかなければ、この何万人の子どもの問題も解決しないのではないかと思います。一時期の適切な援助、支援によって、親も子も自立の道を歩むことができると思う。できるだけアンケートのところで状況、経過を考えて具体的に意見を述べたいと思います。

(渡邊委員) 貧困についてどこまで言えばよいのか迷っている所はあります。子どもの置かれている状況自体が、社会や大人の状況に振り回されているのは確かです。子どもが大事にされているのかという点では、親の都合、社会の都合で子どもを預けてしまえばいい、子どもが邪魔、迷惑だという話にもなっている、そういう社会状況の中に子ども達が置かれているのではないかと思います。親の収入だけの問題だけではなく、子どもの自己肯定感や、親のあり方についても考えるべきだと思います。幼保小連携の関係で、学校の先生、幼稚園の先生、保育園の先生と話をした時に、自己肯定感の低い子どもが増えてきたということが聞かれます。乳幼児期の子どもは「あなたはあなたでいいよ」ということが守られているから自分を出すことができるのですが、例えば何かをやろうとするときに「自分はどうせできない、やらない」など、大人の都合で振り回され、子どもが大人の顔色を見たり、離婚などの問題が起これば、大人の相談役になっていたりします。子ども

の生活がきちんと守られていて、「あなたが育っていくためにあなたの世界を大事にする」というメッセージがないままに大人の都合に振り回されていたら、経済的な面だけでなく、子どもが精神的な面で虐げられてしまい、不登校やいじめ等、大人になっていく中で不利益を被っていくことにつながっていきます。子どもをどう守るか、親に対してどうアプローチしていくのか、時間はかかりますが、子どもに寄り添う中で、親側が生き方を見直す等をしていかないと、世代間連鎖につながってしまうのではないかと思います。親から虐げられた子ども達が育って、自分の子どものことをまたいい加減に育ててしまう、そういう世代間連鎖をきちんと切るといことです。小中学校でも子どもときちんと関わる中で大人の方が自分の生き方を見直していく、そういう形で子どもが大事にされる社会ができていくという方向性を作っていかなければと思います。これは、行政がやってくれればよい、保育園に子どもを預ければよい、NPO がやってくれればよいということではなく、貧困の子どもがいても、外国籍の子どもがいても、周りの親たちも一緒に子育てをしようという草の根的なネットワークが地域にないと、子どもの育ちをきちっと地域の中に位置づけていくことが難しいです。どう実現していくかを考えていくことが大事ではないかと思っています。

(村田委員) 保育の現場では、0歳から就学前までの生活のケアが中心で長くきたと思います。子ども家庭、地域への支援ということで、「ソーシャルワーク」が大事になってきたといえると思う。私がかかわってきた中区の寿地区に簡易宿泊所があって、そこに43年前に法人が保育所を立てて、43年間保育にかかわってきました。その中で、寝ること、食べること、ゆっくり憩うことが全く満たされていない状況がありました。今考えてみると、ある意味では豊かになった現在の状況で、今の子どもが寝ること、食べること、憩うこと、遊ぶことが十分に満たされているかという、「うん」とは言えない状況です。経済的に豊かになった部分はあるのかもしれませんが、子どもたちが生き物として満足を感じているか、要するに自己肯定感があるのかという、貧しい地域だからというだけではなく、自己肯定感の問題はあると思います。「ソーシャルワーク」は地域とのつながりだけではなく、子どもが生き生きと過ごせる環境をどう作るかという点では、保育所のソーシャルワークが大変大事だと思います。市で用意していただいたヒアリング結果の資料のキーワードに保護者の特徴・課題とありますが、私に関わった地域では全て当てはまっています。保護者の問題ということではなく、このような生き方だと自分なりに生きていけるのですが、人から指示がある間はできるのですが、指示が切れてしまうと良くも悪くも自分の力で生きていくのが難しくなるという所があります。支援制度と支援者との関係に、「支援する側と連絡が取れない。」「支援者側が必死になるほど、なんで問題なのか伝わらない」とあります。これは、支援者側が必死になるほど、支援を受ける側がうっとうしくて離れていくということではないかと思っています。支援される側は、大変つらい立場におかれています。支援を受けることで心が傷つくことは案外多いです。今の保育所の中でケースワークを十分に考えていけるようなそういう施策を検討していく必要があるのではないかと思います。入所基準等について、貧困状態に置かれているお子さんが入

りやすいような条件設定をあわせて考えていくこと。以前は、「環境上の理由」ということで入所できていた時期があったが、今はそれが機能していないのではないかと思います。子どもが置かれている状態を幅広く見ていった方がいいと思います。子どもと母親、あるいは子どもと親を敵対関係でとらえないで、保育の現場で問題を食い止めていく筋道はないのか考えております。貧困の計画とずれるところはあるかもしれませんが、そんな思いを持ちながら聞いておりました。

(阿部委員) 今の意見にも関係するところで発言させていただきます。今回の計画の中で、どこにも触れられていないのが行政職員のことだと思います。別添3をみると、色々な事業をやっているらしいです。例えば、親が税金を払えないと役所の窓口に来た場合に、「このような制度があります」と紹介してくれる職員がいるかによって全然違うのですね。既に制度があるにもかかわらず、連携といいますか、折角住民の方が窓口に来て困っていると言っているのに、その家庭にいるお子さんがどういう状態にあるかという所までは思いが浮かばない、子ども局でなければというところがあるとすごくもったいないと思います。役所側の職員と、教職員の研修は非常に必要だと思います。どうやって連携をしていくのかという体制の持ち方の考え。それを何も新しいものに予算を付けて何かをしなければいけないという訳ではなく、役所の中で解決する問題だと思います。例えば「こんにちは赤ちゃん訪問」をしたときに、この家庭は危ないと判断した保健師さんがいたら、その情報を子どもの成長に合わせてどう回していくのか、どのようにフォローをしていくのか。その子どもが保育所に入るときに、保育所にその情報は伝わっているのか。健診に来なかったお子さんがいるということ把握して、その後その情報はどう活用されるのか。個人情報壁はありますが、自治体だからでできることであって、国の政策ではできないことです。自治体の職員の方々の意識が高ければ、相当のことがフォローできると思います。そういった所での、横浜市として、子どもの貧困を全体的に踏み込みますというようなところが見えて、それを実現するためにどうすれば良いかを計画の中に組み込むべきではないかと思えます。

(関野委員) 4月から生活困窮者自立支援法の制度がはじまり、例えば税務課や保険年金課などで保険料を払えないというような方々について、「生活支援課の支援があります」といって、もちろん希望者の方ですが他の課窓口につなぐという庁内連携が大事な部分で、他の課へ生活に困り感のある人をつなぐ営みは少しずつですが始まっているというところですが、ただ、完全に職員全体に意識が行き渡っているかと言うとまだ難しいところはありますが、庁内連携をきちんと行い、法律の中身、制度の中身を他の課にも周知をしていくのが各区の状態だと思います。

6 実態把握のための調査の実施について

事務局より、資料6【実態把握のための調査の実施について】、別添4-1【「横浜市子ども・若者のいる世帯の生活状況及び就業に関する調査」調査案(市民アンケート)】、別添4-2【「横浜市子ども・若者のいる世帯の生活状況及び就業に関する調査」調査案(対象者アンケート)】について説明。

(阿部委員) 4-1の方は、一般市民を含めて配布すると思いますが、これは保護者の方に配るということですね。調査票をみさせていただくと、家計の困窮状況を見る指標はとってありますが、お子さんの状況を見る指標がほとんどないと思います。自己肯定感が下がっているか、最低限の学力がついているか、問題行動、不登校などの、子どもの状況を見なければ、横浜市の保護者の方の何%がこういう状況にありますというデータは出ますけれども、それと子どもの状況との関連付けができないです。見たいのは子どもの状況であって、子どもの状況が特に悪い状況にある方々や、所得やその他の等の状況によって格差がどのくらい出ているのかということを見るのであれば、子どもの状況をより見る必要があるのではないかと思います。家計の状況を把握するということでは色々な質問があっても良いと思うのですが、そういうところをもう少し考えていただければと思います。そうすると対象年齢が非常に広いので、6歳の年齢区分でそれぞれ別々なものを作る必要があると思うのですね。就学前の子どもを対象としたアンケートであれば、就学前の子どものことを聞けるようなものにしないといけないですし、学齢期であれば学齢期です。それより上、例えば18歳以上のお子さんであれば、お子さんが就労することができているのか、どういう状況なのかを聞かなければいけないわけです。そうすると6つのパターンが必要になってくると思います。そのような形で検討いただけるのであれば、そのようにしたほうが良いと思います。

4-2の方は、児童扶養手当を受給している世帯の中高生を中心にとということだと思います。これは中高生向けの調査票があるので、例えば自己肯定感や、社会的な孤立を見ようと思った時に、中高生が自分で書いていただくのは有効だと思う。ただ、そうでないお子さんとの比較ができないのもどかしいかと思います。児童扶養手当を受けているお子さんと、受けていらないお子さんとの比較できることではじめて状況が悪いと言えます。日本の子どもはかなり自己肯定感が悪いと言われていて、一般的な指標で見ても、私が作った指標でも一般のお子さんと18%は自己肯定感が低い、貧困層で見ると25%になっています。25%と18%の差があるとみるのが必要なところなので、比較対象群をどうするのかを、対象者アンケートはより考えて作らなくてはならないと思います。そうでないのであれば、比較も何も関係なくそれがあろうこと自体が問題だというものをとるようにする。例えば、不登校、引きこもり、自殺念慮があるなど。そういったものは一般市民と比較しなくてもあろうこと自体が問題で、必要なデータしてとることができるので、そういったものをこちらでとるといふふうに仕分けする必要があるのかなと思う。

(水谷委員) 寄り添い型学習等支援事業で、私たちの所では月曜日から金曜日、1時～8時まで居場所支援と学習支援と生活支援を行っています。生活支援は子ども達の生活状況を子ども達に聞いて、母親の状況を把握し、5時以降の役所が開いていない時間帯の対応をしてくれています。中高生向けのアンケートなのですが、我々のところに来ている子どもは、生活保護世帯、困窮者、不登校でも非常に重篤化している子どもですが、これは、そこに向けたアンケートに特化しているわけではない

のですね。対象はどちらですか。

(事務局) 対象者アンケートについては、手法を含めて、可能かどうかも含めて検討していることですので、場合によっては寄り添い型学習等支援事業の利用者の方が対象になることもあると思います。

(水谷委員) 現場で子ども達と毎日接しています。私達のところは平成26年1月6日に開始して、平成26年度は1年度、4月～3月まで、事業を実施しました。昨年33名の登録があって、7月頃につながってきた中3の子どもに3人ぐらい自分の名前が漢字で書けない子どもがいました。アルファベット、AからZまで大文字、小文字で書けない子どもも6名位いました。そのうち、中学3年生11名が高校に入りました。中には、公立に落ちた子どもがいて、社会福祉協議会を通して就学支度金をもらって私立に行った子もいましたが。この調査項目を見ると、「充実してほしい」など書いてある言葉が、中学生でも支援を受けている子ども達には理解できないと思いました。子どもが本当に困っていること、例えば長期に渡る父母が離婚に至る協議をした中で、DV家庭の中でなど、子どもが日々何を感じていて何が一番つらい思いをしていて、どのような生きるためのサポートがいるかということは、聞き取れないのではないかという気がしました。33名の子どもの中に4名外国につながる子どもがいましたけれども、母親は日本語の読み書きが全くできない方が多いですし、一番困っている層の声をどうやってアンケートに載せていくのか非常に初歩的な疑問を持っています。子ども達が小、中、高で切れている所で、先生も変わり、行く学校も変わるところで、我々で居場所支援をしているのですけれども、寄り添い型は中学校3年生までが対象ですが高校になっても来ている子達がいます。私たちは自主事業で高校生にも対応しています。一人の子どもが自立をし、生きる基本のことが身について生活、就労していける所を、一人をじっと見ていくという調査を別に行っていくことも必要だと思います。税金が使われていく中でどうなのかと思っている。

(湯澤委員) 細かい文言で気付いた所は別途お知らせさせていただきます。市民調査でお願いしたいところは、生活保護を現在受けているか、あるいは受けた経験があるかどうかをシンプルにとれる項目を入れていただければと思います。社会保障給付金による所得である、なしで把握するところがあるが、生活保護かどうか分からないので分析を後からするときのことを考えて、そこは分けたいと思います。生活保護を受給していないけれども低所得の世帯の困難状況もわかると思いますので。当事者の方のアンケートも実施していただきたい。内閣府の親と子の意識に関する調査票をかなり参照されていると思いますので、そことの比較対象が子どもの調査票などでも可能なかと思ったところなのですが、あの調査で「子どもが自分の学力をどう感じているか」上か中か下か。「この一週間で悲しい思いをしたか」など心理的なうつ傾向を把握するような項目はかなり有意に結果が出ていたので、そのあたりを入れ込んで実施するのもよいと思いました。母子世帯での調査を実施するのであれば、結婚生活の中での経験ということを取っていただきたいと思います。国等の母子世帯の調査で、暴力での被害経験が全く取れないのですね。その経験によって現在の暮らしがかなり制約されているという

ことが全く出てこないもので、結婚生活の中での一つの経験として「暴力」を入れていただけると、国で取れていない状況が把握できるのではと思います。

(村田委員) 保護者向け調査票・問5 仕事をしているかどうかという質問だが、問22ではいろんな収入を合わせて記入を求めているため、ダブルワークなども含めて書いてもらった方がいいのではないのでしょうか。相談する方がいるかどうかの質問で、学校の先生はあるが、幼稚園・保育園の先生を入れていただければと思います。

(三宅委員) 収入のところなのですが、現在の仕事が1年続いているという前提の質問ですよ。多くの離婚家庭では職が変わっている人が多い。次の仕事まで時間が空いたり、なかったりします。転職をしていることと、貧困と大きく重なっているのです。「この1年で仕事が変わっていますか」変わっていなければ「この1年の収入を書いてください」。もし変わっていたら、「何回変わって、その時の収入はどうか」「収入がない時期があればどうしたか」ということが分かるようにする。質問12、(4-2, 18)「子どものことで悩んでいるか」について、子どもの心理状態、性格等の心配を入れる。配偶者との子育て、教育、躰の問題で紛争があり、協力できない、などを入れる。

問13、14、お金が足りなくてどんなことができなかつたか等個々に書いてあるが、お金がないことで変わったことがあるかどうかを、選択肢を上げて聞く。

その他詳細は別途説明したい。

(事務局) 色々と、大変貴重なご指摘を頂きありがとうございます。いただいたご指摘をできるだけ踏まえて検討させていただきたいと思います。調査手法に絡むところについては出来る限りの努力をしたいと思います。すべてを踏まえることが難しいことがあろうかと思えます。調査項目についてはご指摘いただいたところを参考に、検討させていただきたいと考えています。

(事務局) 本日の意見交換の中で、計画策定に関していただいたご意見については、次回までに事務局で整理をさせていただきたいと思います。調査に関しては、頂いたご意見を出来るだけ反映するとともに、8月には実施をしたいと考えております。もし本日以降お気づきのことがありましたら今週中に事務局の方までご意見を頂ければ、そこで頂いたものも出来るだけ反映していきたいと思えますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様本当にありがとうございました。事務局の方から2点ほどご連絡をさせていただきます。本日の記録については、ホームページで公開していく予定がございます。記録がまとまりましたら、委員の皆様にあらかじめ確認をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次の開催は、調査の結果が概ねまとまる予定の9月下旬から10月上旬を予定しております。日程については、改めて事務局より調整をさせていただきます。

7 閉会

配布資料

- 資料1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会委員名簿

- ・ 資料 2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会事務局名簿
- ・ 資料 3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画策定連絡会運営要綱
- ・ 資料 4-1 横浜市の貧困対策について
- ・ 資料 4-2 横浜市の子どもの貧困対策に関する計画の策定について
- ・ 資料 5-1 本市の主な事業・取組について
- ・ 資料 5-2 支援者ヒアリング実施結果概要
- ・ 資料 6 実態把握のための調査の実施について

別添資料

- ・ 別添 1-1 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- ・ 別添 1-2 子どもの貧困対策に関する大綱
- ・ 別添 2 子どもの貧困に関する本市の状況
- ・ 別添 3 本市の事業・取組リスト
- ・ 別添 4-1 「横浜市子ども・若者のいる世帯の生活状況及び就業に関する調査」調査案
(市民アンケート)
- ・ 別添 4-2 「横浜市子ども・若者のいる世帯の生活状況及び就業に関する調査」調査案
(対象者アンケート)